租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策 の名称	交際費課税の特例措置の延長			
2	対象税目 ① 政策評価の	法人税:義	、法人住民税:義、法人事	¥栽:義	
	対象税目	(国税 17)	(地方税 21)		
	② 上記以外の	_			
	税目			_	
3	要望区分等の別	【新設·拡充	·延長】 【単管·主管	- 共管】	
4	内容	《現行制度	の概要》		
		中小法人(資本金1億円以下の法人)及び大法人に係る交際費課税の	
		特例措置			
		①飲食のた	とめに支出する費用の額(社内接待費を除く。)の 50%を損	
		金算入で	ごきる 。		
		②中小法人	しに係る交際費については	は800 万円まで全額損金算入でき	
		る。			
		。 ※中小法人については①又は②のいずれかを選択できる。			
		《要望の内	容》		
		適用期限を2年延長する。			
		《関係条項》			
		法人税			
		ベススル (租税特別措置法第 61 条の4、第 68 条の 66、租税特別措置法施行			
		令第 37 条の4、第 37 条の5、第 39 条の 93、第 39 条の 94、第 39 条			
		の 95、租税特別措置法施行規則第 21 条の 18 の4、第 22 条の 61 の			
		4)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
5	担当部局	-	 衛生局生活衛生課		
6	評価実施時期及び分析対 象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成 26 年度~令和3年 度			
7	創設年度及び改正経緯	昭和 29 年度 創設			
		(最近の交際費課税の主な改正事項)			
			対象法人	損金算入限度額等	
		昭和 57	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	
		年度	5,000万円以下	定額控除(300万円)	
			1,000 万円以下	定額控除(400万円)	
		平成 6	資本金 5,000 万円超 5,000 万円以下	全額損金不算入 定額控除(300 万円)×90%	
		年度	1,000 万円以下	定額控除(400 万円)×90%	
			資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	
		平成 10 年度 -	5,000 万円以下	定額控除(300万円)×80%	
			1,000万円以下	定額控除(400万円)×80%	
		平成 14	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	
		年度	5,000 万円以下	定額控除(400万円)×80%	
		平成 15	資本金1億円超	全額損金不算入	
		年度	1 億円以下	定額控除(400万円)×90%	

	:			1.1		1
				平成 18	全法人	一人当たり 5,000 円以下の飲食費(社内飲食費を除く)について、一定の要件のもとで交際費の範囲から除外。
				平成 21 年度	資本金1億円超	全額損金不算入
				+ 及 (経済危 機対策)	1 億円以下	定額控除(600万円)×90%
					資本金1億円超	全額損金不算入
				平成 25 年度 	1 億円以下	定額控除(800 万円) 定額控除限度額までの 10%の 損金不算入措置を廃止
					資本金1億円超	飲食費 50%まで損金算入
				平成 26 年度	1億円以下	定額控除限度額(800万円) までの損金算入又は飲食費 50%まで損金算入の選択適用
						30/03 C 慎亚异八仍医扒迴用
				 平成 30 年	i度 2年間の延長(令和2	年3月末まで)
8	適用又は	延長	長期間	令和2年4	月1日から令和4年3月3	1 日まで
9	必要性	1	政策目的及	《和郑特则	措置等により実現しようと	まる政策日的》
9	等		びその根拠			りる政策日的》 『及び軽減税率の導入が予定され
	ा ग		O. C 071R 120			活動の促進による収益機会の向上
						ることにより、我が国の経済の活性
	1			化を図る。		
				《政策目的	の根拠》	
						要にマイナスの影響を及ぼしてい
						食店等の需要を喚起するとともに、
						。アベノミクスによる経済の好循環
						兆しも見えつつあるものの、これを
	1 1 1 1 1					につなげられるように、中小企業が
				1		の拡大を通じた経済の活性化を引
					必要がある。	グルスへと述びた社が、のからは10とう
		(2)	政策体系に	基本目標		
	1 1 1 1 1		おける政策		- [な生活環境づくりを衛生的	り観点から推進すること
			目的の位置	施策大目		
			付け			衛生水準の向上を図ること
				施策目標1	1	
				生活衛生	関係営業の振興等を通じて	て、公衆衛生の向上・増進及び国
				民生活の	安定に寄与すること	
		3	達成目標及	《租税特別	措置等により達成しようと	する目標》
			びその実現	本税制技	昔置により事業活動を活性	ヒ化させ、我が国経済の持続的な
	1 1 1 1 1		による寄与	成長軌道(こ乗せることで、中小企業	を始め幅広い層の企業や国民が
					受できる活力ある経済を実	現し、業況判断DIの改善を目指
				す。		
						の達成目標実現による寄与》
						の支出へのインセンティブを付与
					、企業活動を活性化させる	· ·
						らくは飲食店で消費されると見込ま
				れることか	ら、飲食店営業を中心とし	た生活衛生関係営業の需要喚起

				ならびに我が国	国経済の活性化に	つながる。	
10	有効性 等	1	適用数	平成 27 年度: 平成 28 年度: 平成 29 年度: 平成 30 年年度: 令和 2年度度: 令和 3年度度: 令和 3年度度: が横ばい傾用があると推言	(中小)2,223,101 = (中小)2,261,988 = (中小)2,278,115 = (中小)2,298,910 = (中小)2,298,910 = (中小)2,298,910 (中小)2,298,910 (中小)2,298,910 長以降は推計(平原向であることを鑑さけ)		l銀短観の業況判断 実績と同等程度適
			適用額	(出典)国税庁「会社標本調査」 ○交際費支出額の推移 平成 26 年度: (中小)2,467,294 百万円 (大)556,052 百万円 平成 27 年度: (中小)2,678,312 百万円 (大)560,901 百万円 平成 28 年度: (中小)2,800,598 百万円 (大)570,583 百万円 平成 29 年度: (中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円 平成 30 年度: (中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円 令和 元年度: (中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円 令和 2年度: (中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円 令和 3年度: (中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円 令和 3年度: (中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円 令和 3年度: (中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円 常和 3年度: (中小)2,966,230 百万円 (大)560,375 百万円 ※平成 30 年度以降は推計(平成 29 年度以降の日銀短観の業況判断 DIが横ばい傾向であることを鑑み、平成 29 年度の実績と同等程度適 用があると推計) (出典)国税庁「会社標本調査」			
		3	減収額	平成 26 年度 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度 令和 元年度 令和 2年度 令和 3年度 %平成 30 年度	向であることを鑑る	法人住民税 156,861 169,492 174,540 181,196 181,160 179,235 179,235	(単位:百万円) 法人事業税 49,069 69,045 70,908 75,882 75,882 76,987 76,987 76,987 1銀短観の業況判断 実績と同等程度適

(政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況) コスト削減傾向の中、交際費については、平成26年度税制改正による効果もあり、損金算入額は右肩上がりで実績が伸びている。本措置によって、企業の営業活動の促進に一定の効果があったと考えられる。(上記「租税特別措置の適用額」参照) 一方、我が国経済は緩やかな回復基調が続いていたものの、近年は横ばい傾向にある。令和元年6月における日銀短額による全産業の業況判断DIは 10Pt(前回の平成 31 年3月調査から一2Pt、前々回面を対しまる。と、一部に弱めの動きが見られるものの、総じて良好な水準を維持している。GDP ギャップについては、平成30 年 10~12 月調査で 2.23%となっており、平成29 年 10~12 月 11 割査と比較し 0.96%上昇し、1992 年以来の高水準となった。《遺成目標に対する租稅特別措置等の直接的効果》 文際費は、高能や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される。これらの状況から、引き続き本措置によって企業の経済活動の活性化を支援していてことが必要である。 欠職責は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、交際費課税の緩和が求められる。具体的には、放食店等における需要処理を表していてことが必要である。 (出典総務省「平成27年(2015年)産業組団表) なお、中心業庁を差記書を古は、文際費の必要性について「既存顧客との取引を維持・拡大するために必要」という回答が 75.496、「新規顧客を開拓するために必要」という回答が 75.496、「新規顧客を開拓するために必要」という回答が 75.496、「新規範をと関抗するために必要」という回答が 75.496、「新規範をと関抗するために必要」という回答が 75.496、「新規範をと関抗するために必要」という回答が 75.496、「新規範をと関抗するために必要」という回答が 75.496、「新規範をと関抗するために必要」という回答が 75.496、「新規範をと関抗するために必要」という回答が 75.496、「新規範をと関抗するために必要」という回答が 75.496、「新規範をと関抗するために必要」という回答が 75.496、「新規範をと関抗するため、2.98をたむでした。 こうした、経済活動の洗剤・化を招く要となってきた。 こまが、2.98を決しないた。 1.60円図の法人企業を中心に過度の交際費支出が収益を 1.60円図の法人企業を中心に過度の交際費支出が収益と 1.60円図の法人企業を中心に過度の交際費支出が収益と 1.60円図の法人企業を可能にないる。 2.04度は関係できる。 2.04度は関係の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表			,	
② 他の支援措 類似する他の支援措置は存在しない。 置や義務付	11 相当		が記 ・ 一般では ・ 一を ・	コスト削減傾向の中、交際費については、平成26年度税制改正による効果もあり、損金算入額は右肩上がりで実績が伸びている。本措置によって、企業の営業活動の促進に一定の効果があったと考えられる。(上記「租税特別措置の適用額」参照)一方、我が国経済は緩やかな回復基調が続いていたものの、近年は横ばい傾向にある。令和元年6月における日銀短観による全産業の業況判断DIは 10Pt(前回の平成 31 年3月調査からー2Pt、前々回の平成 30 年 12 月調査からー6Pt)、中小企業(非製造業)の業況判断DIは 10Pt(前回調査からー6Pt)、中小企業(非製造業)の業況判断DIは 10Pt(前回調査からー2Pt、前々回調査から一1Pt)となっている。企業収益や業況感は、一部に弱めの動きが見られるものの、総じて良好な水準を維持している。GDP ギャップについては、平成 30 年 10~12 月調査で 2.23%となっており、平成 29 年 10~12 月調査と比較し 0.96%上昇し、1992 年以来の高水準となった。《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要喚起や派生需要が発生することが期待される。これらの状況から、引き続き本措置によって企業の経済活動の活性化を支援していくことが必要である。交際費は、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費であり、無駄な交際費を支出する状況にはないというのが経済界の声であり、従来の発想を転換し、経済活性化の観点から、交際費課税の緩和が求められる。具体的には、飲食店等における需要喚起や派生需要の発生により、経済全体で 1.68 の乗数効果が期待できる。(出典)総務省で平成 27 年(2015 年)産業連関表」なお、中小企業庁委託調査では、交際費の必要性について「既存履客との取引を維持・拡大するために必要」という回答が 32.9%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定性的に把握できる。 交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和29 年度に制度創設されたものであるが、累次の制度改正により、資本金 1 億円超の法人企業を中心に過度の交際費支出の抑制が見られ、経済活動の沈滞化を招く要因となってきた。こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について見直しを行ったことで、新規顧客の開拓等により交際費支出が促進され、企業活動の円滑化・活性化を図ることにより、飲食店営業を中心に
② 他の支援措 類似する他の支援措置は存在しない。 置や義務付				きる。
置や義務付			* 仲の土垣世	
		(親似する他の文 接 措直は仔在しない。
11.05.1				
			け等との役	
割分担			割分担	

	③ 地方公共団 体が協力す る相当性	
12	有識者の見解	『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、 (1) 交際費の損金性を認めることで、交際費に関連する需要が増加し売上高が上がるなど、飲食店等に対する波及効果が見込まれる (2) 昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であることや欧米諸国との均衡に鑑み、交際費課税の廃止について提言するとされている。また、平成25年7月開催の「生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ」において、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨を指摘されている。
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期	平成 29 年8月